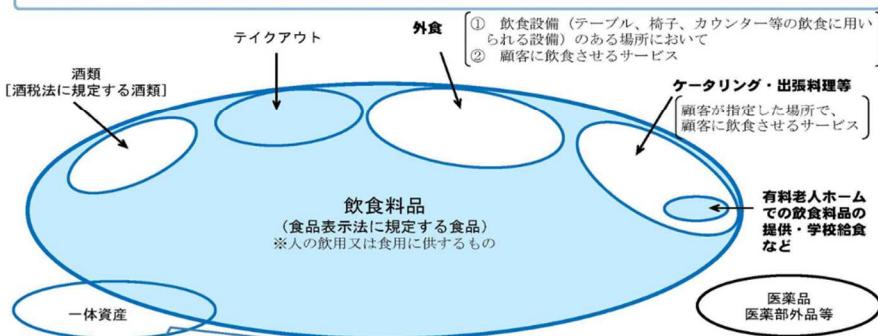


消費税軽減税率制度の対象品目

軽減税率制度の対象品目

- ① 飲食料品の譲渡(食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類を除く)の譲渡をいい、外食等を除く)
 ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡



【一体資産の取扱い】

○ 例えれば、おもちゃ付のおかしや紅茶とティーカップの詰め合わせ等、軽減税率の対象である食品が、あらかじめ他の資産と一緒にして販売される場合は、一体資産の販売価格(税抜)が1万円以下のもので、その価額のうち食品に係る価額が2/3以上を占めているときに限り、その全体が軽減税率の対象となる(一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る)。

出典:財務省資料

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2018/06月号

消費税改正①食料品は8%,外食は10%

食料品は軽減税率

今月からは数回に渡ってH31/10から10%へ増税される消費税の改正について解説したいと思います。今回の消費税の改正は今までのように単純に10%に上がるだけではなく、軽減税率やインボイス制度の導入など消費税導入以来最大の改正となっています。今回はそのうち軽減税率の導入についてです。

H31/10の増税と同時に、初めて複数の税率が適用されることになっています。具体的には、「飲食料品の譲渡」と「定期購読契約がされた新聞の譲渡」のみが増税後も軽減税率として8%の税率が適用されます。

このうち特に飲食料品については内容も複雑で飲食店などは実務上の影響は大きいでしょう。上図にあるとおり、食料品の購入やテイクアウトは8%ですが、酒類・外食は10%です。販売価額の調整やレジシステムの買換などが必要になってきます。

新聞も軽減税率…?

コンビニで食料品を買う場合普通に買えば8%ですが、イートインコーナーで食べる場合は外食として10%です。ハンバーガーを店で食べる場合は10%で持ち帰りなら8%。なら持ち帰りとして買って店で開けて食べれば8%…増税後の混乱が容易に想像できます。

ところで、食料品が軽減税率なのは分かりますが、なぜか新聞(スポーツ新聞や業界新聞などは対象外)も軽減税率となりました。しかも今どき紙媒体のみで電子新聞は対象外。新聞紙では当時しきりに新聞の存在意義を発信し国への働きかけも功を奏し無事軽減税率を手に入れましたが、今後国や政府に耳が痛い情報をきちんと伝えてくれるのでしょうか。軽減税率により失ったものの方が大きいのでは。

いずれにしてもこの軽減税率は政治家へお金を生みやすい制度で今後対象品目は確実に増えていくでしょう。

今月のコメント

先日娘の運動会がありビデオを片手に見て参りました。昨年はかけっこで横の子を見ながら走っていて負けたので、今年は横を見ないように数日前から促し、走り方も勉強させようと思いYouTubeで専門家が教えている映像を見せ勉強させました。今どきは「小学生、走り方」で検索すればすぐに素晴らしい映像を見て勉強することができます。良い時代になったものです。

結果は見事1位でした(6人中)。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

